

「宝塚エネルギー2050ビジョン（案）」への意見募集について

1 「宝塚エネルギー2050ビジョン（案）」とは

エネルギーはあらゆる活動を支える基盤であり、市民の皆さまの生活や事業者の皆さまの活動に大きく影響を与えます。近年の地球温暖化問題や平成23年（2011年）3月の東日本大震災における福島第一原子力発電所の事故を受け、環境への負荷が少なく、安全で安心な再生可能エネルギーの利用が求められています。しかしながら、エネルギーに関する動向や国の政策は変動要因が多く、市民の皆さまの生活を守るために地方自治体が自ら目標や将来像を示し、方向性を定めて継続的に施策や取組みを進める必要性が高まっています。

「宝塚市再生可能エネルギーの利用の推進に関する基本条例」における第8条第1項で再生可能エネルギーの利用の推進に関する施策を計画的に行うこととしており、併せて第9条では、市は再生可能エネルギーの利用の推進に関し、必要な計画を定めることとしています。

そこで、この度、宝塚市では「宝塚エネルギー2050ビジョン（案）」を策定し、宝塚市における再生可能エネルギーの利用の推進に当たっての必要な考え方や目標、取組について定めています。

このビジョンの特徴は、目標設定に当たっての基本的な考え方です。再生可能エネルギーは近年急速に利用が拡大しており、過去から現在までの延長上に将来を想定する現状延長型の予測では、振れ幅が大きく、予測は難しくなります。従って、このビジョンでは、目指すべき将来像を定め、そこから逆算して課題を抽出し、解決の道筋を検討していくという手法をとっています。

2 「宝塚エネルギー2050ビジョン（案）」策定の経過

宝塚市では平成25年（2013年）10月22日、宝塚市再生可能エネルギー推進審議会に対して「宝塚市における再生可能エネルギー推進を図っていくためのビジョンと仕組みづくり」について諮問を行い、以降、同審議会ではそのあり方についての審議が行われてきました。

その結果、理念や役割などを定めた条例が「仕組みづくり」の第一歩として必要であり、速やかな制定が望ましいとの結論に達し、同審議会からの中間答申に基づき、平成26年（2014年）6月議会に『宝塚市再生可能エネルギーの利用の推進に関する基本条例』を提案し、議会による審議を経て、可決・成立しました。

条例と同様に継続的に審議が行われてきた「宝塚エネルギー2050ビジョン（案）」ですが、これまで議論されてきたコンセプトや目標値、取組みなどの内容について、同審議会において承認され、同ビジョンの最終案が取りまとめられました。

3 「宝塚エネルギー2050ビジョン（案）」の構成

本編	はじめに	「宝塚エネルギー」のある暮らし
	第1章	ビジョンの基本的事項
	第2章	宝塚市の現状
	第3章	再生可能エネルギー政策の目的と将来像
	第4章	再生可能エネルギーの利用可能性
	第5章	エネルギー政策の目標
	第6章	目標達成に向けた各主体の役割と協働
	第7章	モデル事業の進め方
	第8章	対策毎の推進支援策パッケージ
	第9章	市の責務
		策定の経緯等、用語集
資料編	本市における再生可能エネルギーの賦存量	
	本市における再生可能エネルギーの利用可能量	
	長期目標値の達成に必要な再生可能エネルギー	

4 意見募集の目的

「宝塚エネルギー2050ビジョン(案)」策定の趣旨や内容等について、広く公表し、市民の皆さまからのご意見を反映するため、意見募集を行います。

なお、意見募集のため公表する内容は、以下のとおりです。

- ① 宝塚エネルギー2050ビジョン（案）
- ② 同ビジョン（案）概要版
- ③ 同ビジョン（案）資料編
- ④ 同ビジョン（案）に対する意見募集
- ⑤ 別紙「意見提出用紙」

5 「宝塚エネルギー2050ビジョン（案）」の公表について

市ホームページ上の (<http://www.city.takarazuka.hyogo.jp>) の環境部環境室新エネルギー推進課が提供するホームページ（ダウンロード可）のほか、市役所1階新エネルギー推進課、市民相談課、各サービスセンター・サービスステーションで配布しています。

6 意見の募集期間

平成26年（2014年）10月24日（金）から

平成26年（2014年）12月5日（金）まで

7 意見の提出方法

別紙「意見提出用紙」に、必要事項をご記入のうえ、市役所1階新エネルギー推進課へ持参・郵送・ファクシミリ・電子メールのいずれかの方法により、募集期間内にご提出ください。

ただし、平成26年(2014年)12月5日(金)必着とします。

なお、電話などによる口頭での意見提出はできません。

8 提出先・問い合わせ先

〒665-8665 (住所記載不要) 宝塚市役所 新エネルギー推進課

電話番号 0797-77-2361

ファクシミリ 0797-71-1159

電子メールアドレス m-takarazuka0272@city.takarazuka.lg.jp

※ファクシミリ、電子メールの場合も市所定の「意見提出用紙」での送信(電子メールの場合は件名に「宝塚エネルギー2050ビジョン」と記載し、「意見提出用紙」を添付ファイルとして送信してください。)を原則としますが、意見提出用紙の以外の書式でも、「意見提出用紙」にある記載項目を全て満たした場合は有効なものとして取扱います。

9 意見等の取扱い

- (1) お寄せいただいたご意見等に対して、個別の回答はいたしませんのでご了承ください。
- (2) お寄せいただいたご意見等については、個人、法人などの権利利益を害するおそれのある情報(住所、氏名等)を除き、類似のご意見等を取りまとめた上で、ご意見等とご意見等に対する市の考え方を、市ホームページで公表するほか、市役所1階新エネルギー推進課、市民相談課、各サービスセンター・サービスステーションで配布します。
- (3) ご意見等はこのパブリック・コメント以外には使用しません。